

第 5 節

市民参加の郷づくり・まちづくり

- 1 市民との協働によるまちづくり
- 2 コミュニティ活動の活性化
- 3 市民一人ひとりを大切にするまちづくり

1

市民との協働によるまちづくり

目標 指標

	平成 17 年度	平成 26 年度
パブリックコメントを求めた件数	—	10 件
ホームページアクセス件数	259,578 件	519,000 件

現況と課題

- 地方分権推進一括法の施行により、これからのまちづくりには自らの責任と選択に基づき、地域の個性や資源、創意と工夫、そして何よりも市民の声を大切にしたい、きめ細かな施策が求められています。
そのためには、市民・事業者・行政それぞれがパートナーシップ※¹に基づく役割を主体的に発揮しつつ相互に分担・協力し合う、協働のまちづくりが重要であり、市民・事業者の意見、要望等を適切に反映し、市政への積極的な参画を促すための仕組みを構築する必要があります。
- 本市では、行政局単位に地域審議会を設置し、地域の意見・要望等を市政に反映できるよう取り組んでいるほか、市政懇談会や市長への手紙など市民一人ひとりの声を活かすよう努めています。
- 市政の運営状況や各種情報を広報紙やホームページ等を通じて積極的に市民に公開・発信し、情報の共有化を図ることが必要です。

□ 市政への意見件数

	件数
市長への手紙	30
ホームページへの意見等	83
市の運営に関わること	27
まちづくりに関わること	4
住民窓口全般に関わること	6
防災に関わること	4
健康・福祉に関わること	8
産業に関わること	2
観光文化に関わること	18
教育に関わること	13
衛生に関わること	1

資料：企画調整課（平成17年度）

※1：パートナーシップ

市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力・連携してまちづくりを進めていくこと。

目指す
べき
方向性

- 市民参加によるまちづくり活動の推進
- 協働の担い手となる人材の育成
- 市民・事業者との情報交流の充実

施策の体系

① 協働のまちづくりの仕組みづくり

- 市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針を明確にします。
- 地域審議会や「市長への手紙」、「市民の日」、「市民相談の日」等により、市民の意見・要望の把握と市政への反映に努めます。
- 施策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民の積極的な市政への参画によるパブリックコメント※2制度を導入します。
- 各種計画の策定や事業段階における市民の意向を反映するための市民ワークショップや市民提案制度など、市民参画の機会を充実します。

② 情報公開の推進

- 会議など行政情報の公開と一元的な管理・検索システムの構築に取り組み、公正で透明性の高い市政を推進します。
- 市民への情報公開制度の周知と積極的な利用を呼びかけます。

③ 広報・広聴の充実

- 広報紙やホームページ等による広報活動を充実するとともに、市役所や公共施設等の情報コーナーを通じ市政に関する情報の提供を行います。
- 市政懇談会や市政バス、市民意識調査など市民ニーズの把握とその反映に努めます。



市政懇談会

※2：パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、その案に対して広く住民から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意志決定を行う。

2

コミュニティ活動の活性化

目標 指標

町内会（隣組）加入率

平成 17 年度

90.6%

平成 26 年度

95.0%

現況と課題

- 地域コミュニティ活動をはじめ、福祉、環境、文化、国際交流などあらゆる分野で行われている市民活動は、市民自らが行う身近なまちづくりとして重要な役割を果たしていますが、各種団体補助金は厳しい財政状況から削減の方向にあるため、自主的かつ積極的に活動する団体を行政の大切なパートナーと位置づけ、支援する必要があります。
- 市民のボランティア活動への関心や参加意欲は高く、かつボランティアを必要とする分野は多岐にわたっていることから、両者をつなぐ取り組みが求められており、特に、団塊の世代の参加を促進し、地域活性化を図る必要があります。
- 少子高齢化、核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、地域における市民相互の交流や連帯感は弱まっています。行政局間の交流を深め、良好な地域コミュニティを形成することが求められています。

□市が管理している集会施設数

規模別	施設数
15㎡未満	8
15㎡以上30㎡未満	72
30㎡以上100㎡未満	82
100㎡以上	28
合計	190

資料：公共施設状況調

目指す
べき
方向性

- 良好な地域コミュニティの形成
- 地域のコミュニティ活動の活性化

施策の体系

① 市民活動の支援

- 各行政局の地域振興基金を活用し、市民が自主的に行うまちづくり事業や地域文化、伝統芸能の継承に関する活動等を支援します。
- 自治会、子ども会など地域づくり団体やボランティア、NPO等の育成と活動を支援し、主体的な市民参画とパートナーシップによるまちづくり活動を推進します。
- 学校教育や生涯学習など様々な機会を通じ、ボランティアの意識啓発と活動への参加を促進します。

② 地域コミュニティの育成

- 市民相互の交流促進により連帯意識を高め、良好な地域コミュニティの形成を図ります。
- 自治会や地域活動への加入・参加を働きかけるとともに、自主的なコミュニティ活動を支援します。
- 市民が気軽に利用できる地域コミュニティ施設の整備・充実を図ります。
- 市民の一体感を醸成するための新たなイベントを開催するなど、交流機会の充実を図ります。
- 市外からの新たな転入者に地域活動参加を促すなど、市民の協力による地域コミュニティづくりを働きかけます。



道路清掃の奉仕活動

3

市民一人ひとりを大切にするまちづくり

目標 指標

審議会・委員会の女性委員率

平成 17 年度

22.2%

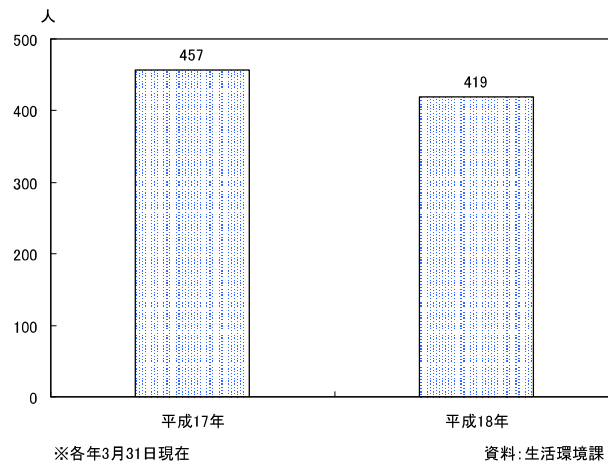
平成 26 年度

30.0%

現況と課題

- 基本的人権について正しく理解し、女性や障害者、外国人等に対する偏見や差別のない、すべての人々が相互に尊重し合う平和で明るい社会を築くため、人権教育の推進や人権意識の啓発を図る必要があります。
- 女性の地位と福祉の向上を目指す国・県の様々な取り組みと連携し、あらゆる分野において男女が隔たりなく参画できる、実質的に平等な社会を形成する必要があります。
- 国際化の進展により増加の見込まれる外国人との国籍を超えた多様な交流とそれに基づく人権意識の醸成が求められています。

市内の外国人数



目指す
べき
方向性

- 誰もが等しく生き生きとした社会環境の形成
- 幅広い社会参加機会の充実

施策の体系

① ユニバーサルデザイン行動計画の検討

- 人命・人権・人格の尊重や思いやりの心を具体化するため、年齢や性別、障害の有無に関係なく一人ひとりが大切にされ、持てる力を十分に発揮できるようユニバーサルデザイン行動計画を検討します。

② 男女共同参画の推進

- 女性も男性も相互の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に即した計画の策定と条例の制定に取り組みます。
- 男女共同参画社会に関するパンフレットやホームページ、イベント等による広報・啓発を推進し、市民の理解と意識の向上に努めます。
- 職場や団体、地域等の固定的な性別の役割分担を見直し、働きながらでも男女がともに育児や家事に関わることのできる環境の実現と慣行の改善を促進します。
- 市の審議会等への女性委員の登用を図り、公的分野における参画の促進に努めます。

③ 人権教育による意識啓発の推進

- 人権尊重に基づく男女平等意識の確立に向け、学校教育をはじめ家庭教育や社会教育における学習の拡充など多様な人権教育の推進に努めます。
- ドメスティック・バイオレンス^{※1}やセクシュアル・ハラスメント^{※2}等の防止に向けた広報啓発活動に取り組みます。
- 市内外国人の生活支援・相談体制の充実と多文化共生理解の促進に努め、地域の一員として参画できる環境づくりを目指します。



未来館トークサロン

※1：ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい関係の人から受ける暴力。

※2：セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、わいせつな写真やポスターの提示などが含まれる。

